

2013 年度

留学生ハンドブック



横浜商科大学

国際交流センター
2013 年 4 月 1 日

目 次

I	本学の沿革と特色	1
	本学の沿革と特色	1
II	修学の案内	2
	1. 授業科目について	2
	2. 単位の取り方と成績について	2
	3. 授業時間割	3
	4. 試験と成績	3
III	学生生活	4
	1. 住居	4
	2. 学生住宅総合補償制度	5
	3. 奨学金	5
	4. アルバイト	6
	5. 医療	6
IV	日本在留手続き及び注意事項	7
	1. 外国人登録	7
	2. 入国管理局について	7
	3. 入国管理局の各種手続き	8
V	その他	9
	1. 大学への諸届け	9
	2. 学費の納入	9
	3. 各種証明書の発行	10
	4. 学生への連絡	10
	5. 学内サークル（部活動）	11
	6. 各種イベント	11
	7. 育友会	11
VI	留学生会	12
	1. 本学における外国人留学生制度の沿革	12
	2. 留学生会会則	12

I 本学の沿革と特色

本学の沿革と特色

本学の歴史は、1940年の横浜第一商業学校の設立まで遡り、1966年に横浜商科短期大学が設立されました。1968年に短期大学から四年制の大学となり、現在に至っています。

建学当初は、商学部商学科のみの単科大学としてスタートしました。

その後、1974年に貿易・観光学科および経営情報学科の二学科を増設し現在の三学科となりました。各学科はそれぞれ特色を生かし、学問を通じての真理の探求と、高度な専門教育を共通の目標としています。建学以来、世に送り出した卒業生はすでに15,000名を越え、社会の各方面で活躍しています。

本学は、「教員と学生とのふれあいと交流こそが教育の基本である。」との考えから、少人数制のクラス編成に重点を置き、将来の進路、学習の方法、個人的問題に対する相談等に応じています。さらに、ゼミナールでは専門的研究における、教員と学生の対話を通じて、学生の知識の向上と人格形成にも努めています。

本学の特色は、専門教育を通じて建学精神にある、「信頼され、任される人」の人物を育成することにあります。留学生の皆さんが、日本で、横浜商科大学で学んだことを糧に、将来国際社会で活躍できるよう、その力を本学で養ってください。

Ⅱ 修学の案内

1. 授業科目について

本学の授業科目は、以下の4つの科目群に分かれています。①、②、③の科目群を合わせて40単位以上、④の内、学部専門科目は60単位以上、学科専門科目は24単位以上を修得することが卒業条件となります。

①基礎演習科目群—専門科目を学ぶ上で最も基礎となる科目で1年次生が対象になります。

注) 留学生は、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」(必修)の代わりに「日本語Ⅰ・Ⅱ」が必修科目になります。

②国際理解力育成科目群—グローバル化した社会に対応するため、国際理解や言語能力を養うための科目群です。

注) 2年次以降の留学生はこの科目群のうち、「日本事情」が必修となります。

③多角的思考力育成科目群—視野を広げ、多角的な視点からの思考力を養う科目群です。

④専門力育成科目群—専門的知識を養う科目群で、学部専門科目と学科専門科目に分かれています。

詳細は入学時に配布される、「履修要覧・講義要項」を参照して下さい。配布された履修要覧は卒業まで使用しますので、大切に保管してください。

2. 単位の取り方と成績について

(1) セメスター制(学期)

本学では、1年を2セメスター(学期)に分け、4月1日から9月30日を前期セメスター、10月1日から3月31日までを後期セメスターとしています。各セメスターは15週の授業を開講しています。学年や入学年度により各セメスターで履修制限単位数があるので、下の表を確認してください。

(参考) 履修制限単位数表

学籍番号	1年次			2年次			3年次			4年次		
	前期	後期	年間	前期	後期	年間	前期	後期	年間	前期	後期	年間
213~209番台	20	20	40	20	20	40	20	20	40	30	30	60
208~206番台	16	16	32	22	22	44	22	22	44	30	30	60

(2) 卒業要件

8セメスター(4年間)以上在籍し、上記科目群の必要単位を満たし、合計124単位以上を修得することが卒業要件となり、商学の学位が授与されます。編入学生は、3年次編入の場合は4セメスター以上在籍し、各科目群の必要単位を満たした合計124単位以上を修得することが卒業要件となります。ただし、休学した場合、休学した期間は在籍期間に含みません。

(3) 単位修得について

単位を修得するためには、履修を希望する科目の登録（履修申請）をする必要があります。履修申請は各セメスターのはじめに、次のような手順で行います。

① 時間割表をよく見て、履修計画を立てる。



② 指定された履修期間内に履修申請をおこないます。

新入生（編入生含む）…オリエンテーション期間に履修申請の手順について説明があります。

よく理解をした上で、履修期間中に web にて申請します。申請が終了したら、2部印刷をし、1部は事務局窓口に提出してください。

2～4年次生…各セメスター始めに web にて履修申請をします。

注）履修登録をしないと、授業に出席しても単位は与えられません。



③ 履修が確定したら、登録に間違いのエラー表示がないか確認してください。その場合、履修訂正期間中に修正をおこなってください。

注）科目によっては履修者の制限などがあるため、希望する科目については一回目の授業から必ず出席してください。履修の方法など授業に関する相談は、学年始めのオリエンテーション期間中に行っています。

3. 授業時間割

授業時間は通常5時限で、土曜日は2時限まで授業を行います。また、教員、その他都合により授業が休講になった場合、補習講義（補講と呼ぶ）を通常時間割外でおこなうことがあります。

授業の開始及び終了時間は次のとおりです。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50

空き時間には、図書館やコンピュータ室などを有効に活用するのもよいでしょう。

4. 試験と成績

① 定期試験は原則として学期の終了前に1週間ほど実施します。科目によっては、授業時の小テスト、レポート提出で評価されることもあります。

② 成績は、定期試験や臨時試験（小テスト）の成績・レポート提出・講義の出席状況（全講義日数の3分の2以上の出席）・授業態度等によって評価されますが、担当教員により、成績評価の方法が異なります。

- ③ 正当な理由により定期試験を受けられなかった者は、追試験の申請ができます。正当な理由には、病気またはケガ、親族の死亡・葬儀、公共交通機関の遅延、就職試験、災害の発生などがあります。追試験の詳細については試験時間割発表時に掲示しますので確認してください。
- ④ 成績はA+（秀）100～90点、A（優）89～80点、B（良）79～70点、C（可）69点～60点は合格となり、所定の単位が認定されます。F（不可）59点以下、及びW（無、評価無し）は不合格として単位は認定されません。
- 履修した科目が不合格となった場合**
- ・ **必修科目**…卒業するためには必ず修得しなければなりません。できる限り早い時期に再度履修をして合格するようにしてください。
 - ・ **選択科目**…単位を得るために再度履修することができます。
- ⑤ 成績表は、定期試験終了後、毎年9月下旬と3月下旬に郵送にてお知らせします。成績の思わしくない者については留学生担当教員との面接を実施するなどの指導を行っています。

Ⅲ 学生生活

1. 住居

留学生にとって、日本に入国直後にまず直面するのが住居の問題です。本学には学生寮がありません。住まいを決めるにあたって次のようなことに注意してください。

(1) 賃貸アパートなどに入居する場合

日本で、アパート、などを借りる場合、不動産屋を仲介することがほとんどです。入居が決まると、仲介手数料、敷金、礼金として1・2ヶ月分の家賃に相当する手数料が発生することが一般的です。敷金は、部屋を解約する場合に補修代金や清掃代金を除いて返金されます。礼金については、通常返金されません。アパートの契約など少しでも不明な点があったら大学事務局まで問い合わせてください。

(2) 大学に紹介してもらう

内容は1.と同様ですが、手数料を減額する物件もあります。

(3) 留学生会館に入居を希望する場合

神奈川県、横浜市にはそれぞれ留学生を受け入れる施設として留学生会館があります。毎年、会館から募集があり、希望者は応募することができます。各会館は、募集人数の制限があるため、応募者全員が入居できるとは限りません。会館から募集があった場合、掲示板にてお知らせします。

学生会館は、家賃が月額20,000～30,000円程（光熱費込み）と低額ですが、入館者は地域との交流を促進するためのプログラムに参加することが求められます。

*** どのような住居に住む場合でも、ゴミ出しなど地域のルールを守るように心がけましょう。**

2. 留学生住宅総合補償制度

留学生が民間アパートなど居室を借りる際、ほとんどの場合保証人を必要とします。この補償制度は、留学生が円滑に入居することができるよう支援する制度です。留学生本人が本学を通じて国際教育支援協会留学生住宅総合補償に加入することにより、大学が連帯保証人となる制度です。保険料は、1年間保証4000円、2年間保証8000円です。補償範囲は、家屋の損傷、日常生活での事故、旅行中（海外適用）の事故など多くが対象です。保険に加入することは、安心して生活するためにも必要です。賃貸物件に保険料が付随していても、この補償制度を利用する場合は大学に相談してください。

3. 奨学金

本学を通しての奨学金制度は、留学生も含めた全学生対象の奨学金制度と留学生のみを対象にした奨学金制度があります。

(1) 留学生のみ対象

① 私費外国人留学生学習奨励費制度（1年間給付）

年度の始めに文部科学省の外郭団体である日本学生支援機構より本学を通じて奨学生の募集が行われます。採用人数は本学の留学生総数により毎年変わります。2012年度は、奨学金は月額48,000円、6名が受給しました。

② 民間企業や各種団体による奨学金制度（給付）

募集時期、募集内容はそれぞれ異なります。

過去の奨学生

佐川留学生奨学会／朝鮮奨学会／高羅記念奨学会／ロータリー米山記念奨学金
平和中島奨学金／昭和池田記念財団など。

注）募集はすべて学内掲示でお知らせします。

(2) 全学生対象

① 横浜商科大学特待生、横浜商科大学同窓会奨学金

全学生を対象とした本学独自の奨学金（特待生、同窓会奨学生）は前年度の成績優秀者に支給されます。2012年度は1名の留学生が特待生、1名が同窓会奨学生に選ばれました。

（特待生、同窓会奨学生）

	採用人数	給付年額	備考
横浜商科大学 特待生	2～4学年・各学科 1名ずつ 9名	授業料相当額	成績最優秀者
横浜商科大学 同窓会奨学金	2～4年次 3名	40万円	成績優秀者

② 資格取得奨励奨学金

各種一定レベルの資格を取得すると、奨励奨学金が支給されます。資格の詳細は、入学時に

配布された「^{がくせいびらん}学生便覧」で確認してください。（日本語能力検定試験N1 合格奨励奨学金あり）

4. アルバイト

外国人留学生在日本で生活する場合、生活費の^{ふたん}経済的負担が大きいということが^{せつじつ}切実な問題であることは^{ひてい}否定できません。皆さんも自覚していると思いますが生活費の一部を得るためのアルバイトが、生活の中心になり、大学生活が乱れることにならないよう十分気をつけて下さい。深夜の^{しんや しゅうろう}就労、^{きけん}危険な^{さぎょう かこく ろうどう}作業、^{さぎょう}過酷な労働など学生生活に支障をきたすようなアルバイトは避けるようにしてください。また特殊な営業などのアルバイトは禁止です。なお、アルバイトに関して、^{ちんぎん}賃金や^{しゅうろうじょうけん}就労条件など、少しでも^{ふめい}不明な点や^{ぎもん}疑問な点があれば、留学生担当の^{きょうしよくいん}教職員や事務局に相談するようにしてください。また、アルバイトを新たに始める場合や、アルバイト先が^{へんこう}変更になった場合は、国際交流センターまで届け出てください。

注) アルバイトを行うにあたっては、^{さくがく}資格外許可（^{にんしん}認証シール）が必要です。P10（4）「^{さくがく}資格外活動届」で確認してください。

5. 医療

(1) ^{こくみんけんこうほけん}国民健康保険

国民健康保険は、^{にほんたいざい}日本滞在1年以上の外国人を対象に加入することが義務付けられています。国民健康保険に加入すると^{いりようひ}医療費の70%が保険でカバーされ、^{じこふたん}自己負担は30%の支払いです。保険に加入するには、^{きよじゅうち}居住地の市または^{くやくしよ}区役所で^{ほけんりようきん}申請を行い^{ほけんしやう}保険料金を^{こうふ}支払って、^{こうふ}保険証の交付を受けて下さい。なお、^{きよじゅうちく}保険料金は^{こと}居住地区により少し異なります。

国民健康保険証は、常に^{つね}携帯し^{けいたい}病気または^{いりようきかん}ケガで^{うけつけまどぐち}医療機関等に行ったときに、最初に^{うけつけまどぐち}受付窓口で^{ていじ}提示して下さい。

(2) ^{ほけんしつ}保健室

大学には^{きゅうびよう}保健室があり、^{がいしやう}学内での^{きゅうきゆうしよち}急病、^{けんこうそうだん}外傷などの^{せいかつそうだん}救急処置の他、^{せいかつそうだん}健康相談、^{せいかつそうだん}生活相談などを行っていますので、^{きがる}気軽に^{らいしつ}来室して下さい。

受付時間 月～金 9：00～11：30 12：30～16：15
土 9：00～11：30 12：00～12：45

※なお、急患の場合は時間外でも受け付けます。

(3) ^{がくせいそうだんしつ}学生相談室

カウンセラーが^{じやうちゆう}常駐しています。^な慣れない^{しんろ}日本での生活、^{なや}勉学、^{ぎもん}進路などさまざまな^{なや}悩みや^{ぎもん}疑問について相談を受け付けています。^{そうだんないよう}相談内容が^{がいぶ}外部にもれることはありません。

問い合わせは 電話：045-583-9239（直通）E-mail：sodan@shodai.ac.jp

IV 日本在留手続き及び注意事項

1. 外国人登録

1) 在留カード・・外国人登録証に代わるもの

2012年7月より入管法が改正され、初めて日本に上陸する際「在留カード」が交付されます。現在「外国人登録証」を携帯している学生は、更新の際に在留カードに切り替えてください。また、再入国に関しては、1年未満であれば再入国の申請は必要ありません。

2) 住民登録・・住所を届け出る

日本に上陸して14日以内に居住地の区役所で転入届けをします。区役所では住民登録をすると次の手続きができます。

- ① 国民健康保険加入手続き→コピーを国際交流センターに提出する。
- ② 住民票発行 → 住所が変更された場合、大学事務局に住民票を提出して届け出る。

2. 入国管理局について

日本に在留するための必要な手続きを行なうところです。

○東京入国管理局 通称：入管

所在地：☎108-0075 東京都品川区港南5-5-30

総合案内 インフォメーションセンター ☎(03) 5796-7112

交通機関：JR品川駅下車、港南口より都営バス「品川埠頭循環」乗車「東京入国管理局」下車
C2出口より徒歩5分

受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～16:00

○東京入国管理局 横浜支局

所在地：☎236-0002 横浜市金沢区鳥浜町10-7

電話番号：総務課045-769-1720

インフォメーションセンター045-769-0230

交通機関：JR京浜東北・根岸線「新杉田駅」バス乗場から、横浜交通開発バス「鳥浜61系統」に乗車、
「入国管理局前」バス停を下車（バスの乗車時間約15分）

○東京入国管理局 横浜支局 川崎出張所

所在地：☎231-0023 川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎1階 ☎(044) 965-0012

交通機関：小田急線 新百合ヶ丘駅（南口から徒歩3分）

受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～16:00

○東京入国管理局 留学審査部門

所在地：☎108-8255 東京都港区港南5-5-30 ☎03-5796-7111

交通機関：JR品川駅港南口（東口）から都バス「品川埠頭循環」、「東京入国管理局折返し」に乗車、「入国管理局前」下車

東京モノレール「天王洲アイル」（南口）またはりんかい線「天王洲アイル」A出口

3. 入国管理局の各種手続き

日本に入学した留学生は、その後の在留の状況に応じて様々な在留手続きを行わなければなりません。手続きをスムーズに行うには、成績や日ごろの生活態度が重要となります。

注 諸手続きを行う上で、特に入国管理局が注意しているのは、経費の支弁がどのように行われているのかということです。必ず銀行等を利用して、普段から「自分の蓄えはいくらあるのか」、「誰がいくら送金したか」を証明できるようにしてください。

*預金通帳等が証明する資料となります。手渡しや送金なども口座に一度入金した上で引き出しましょう。

(1) 在留期間の更新

在留期間更新申請には以下のものが必要ですが、本学に入学後初回の更新時には、本学が発行した「入学許可書」の他に、入学前の機関（日本語学校など）が発行した成績や、出席率なども必要に応じて提出します。

- ① 在留期間更新許可申請書（申請用紙は国際交流センター、または入国管理局にあります）
- ② 所属機関作成用紙（大学で発行）
- ③ 在学証明書（学内設置の証明書発行機で発行）
- ④ 成績証明書（証明書発行機）、成績が証明できない場合は履修証明書（大学で発行）
- ⑤ 奨学金受給証明書（大学で発行）または 経費の支弁を立証する資料
- ⑥ パスポート 預金残高証明書や預金通帳の写し等
- ⑦ 外国人登録証または在留カード
- ⑧ 手数料 4,000円
- ⑨ 入学許可証 … （入学時発行済み）
- ⑩ 資格外活動許可申請書・・・必要に応じて

(本人が申請するばあい)

まず、必要事項を記入し、①～⑦を持って入国管理局へ行き、①にサインをし、申請をしてください。申請を行うとパスポートに申請中の日付スタンプが押されます。在留期間更新の許可がおりると、ハガキで通知が来ます。ハガキ、パスポート、外国人登録証、手数料4,000円を持って入国管理局で手続きを行って下さい。

(大学が取り次ぐ場合)

①～⑩の書類を揃え、月末までに国際交流センターに提出してください。原則として、休暇中は本人が直接入管に申請してください。

(2) 資格外活動届

留学ビザは、勉学する目的で在留している者に与えられるものです。留学中の学費その他の必要経費を補う目的でアルバイトを行なう場合には、資格外活動の許可を受けなければなりません。なお、アルバイトは週28時間以内、長期休暇中は1日8時間以内で認められます。「週間就労時間」に記入する場合は、28時間までとってください。

- ① 資格外活動許可申請書（申請用紙は国際交流センターまたは入国管理局にあります）

- ③ パスポート
- ④ 外国人登録証

(入国管理局での手続き)

本人または、大学が取り次ぐ場合も申請当日、パスポートに許可書シールが貼付されます。

(3) 継続就職活動のための在留資格変更 ※大学での取次申請は行っておりません

大学を卒業しても、日本で引き続き就職活動を行う場合、在留資格を問わず、**最長1年間**の滞在の申請ができます。就職活動の継続を立証するためにつぎの書類が必要になります。

なお、延長期間中は「資格外活動」の申請をすることができます。

- ① 大学からの推薦状
- ② 大学の卒業証書又は卒業証明書
- ③ 在留中の一切の経費支弁能力を証明する文書
- ④ 就職活動をおこなっている証明。面接先の企業との連絡メールや手紙を保存しておく。

***その他の申請については、国際交流センターで相談してください。なお、変更や更新を行った場合は、必ずコピーを国際交流センターまで提出してください。**
日本の法律に違反した場合は強制退去処分となります。

V その他

1. 大学への諸届け

本人の現住所・電話番号、保証人の住所・電話番号、本国の住所等を変更した時や、長期欠席や退学するときは、早めに学務部へ届け出てください。また、変更の有無に関わらず、「留学生在籍確認カード」を、指定された期日までに国際交流センターへ提出してください。

なお、帰国または他国に旅行する場合は、期間の長さにかかわらず、必ず大学に届け出てください。

2. 学費の納入

学費の納入は1年分をまとめて支払うか、半期ごとで支払います。支払い際は本学から振込み用紙を送付しますので、決められた期間内に必ず納入して下さい。

全納 および	前期分納	4月1日～4月30日
	後期分納	10月1日～10月31日

なお、留学生は半期ごとの成績により^{がくひげんめん}学費減免の対象となります。減免の対象となる学生は以下のとおりです。ただし、申請をおこなった学生に対して、国際交流センターで確認作業をおこなった後、減免の手続きがおこなわれます。「留学」の在留資格を持つ学生が対象です。

(1) 入学年度（編入学生を含む）

前期 … 前期学費の30%を減免する（2012年度10万5千円）。

後期 … 本年度前期の成績が、本学 GPA2.5 以上の学生。

(2) 入学年度以降

前期 … 前年度後期の成績が、本学 GPA2.5 以上の学生。

後期 … 本年度後期の成績が、本学 GPA2.5 以上の学生。

学費支払期限までに学費の全額支払いができない場合は、法人事務局で相談し、「^{がくひえんのうねがい}学費延納願」を提出してください。

「学費延納願」は本人の^{しよめい なついでん}署名・捺印の上、納入期間内に提出してください。延納を許可されたら、延納許可日までに^{きさいがく}記載額を必ず支払ってください。期限を過ぎても支払いのない場合は、^{じよせき}除籍の対象になる場合があります。

3. 各種証明書の発行

^{かくしゆ}各種証明書は、事務局ホールに設置している^{しよめいしよじどうほつこうき}証明書自動発行機で発行できます。

^{えいぶん}英文による証明書、^{しよがくきんじゆきゆう}奨学金受給証明書、^{りしゆう}履修証明書などの特殊な証明書については、学務部で受付を行っています。（窓口発行には数日かかる場合もあります）

○^{がくせいうちんわりびきしよ}学生運賃割引証（^{がくわり}学割）

学生運賃割引証は、旅行や^{けんしゆう}研修などで^{てつどう}鉄道を利用する際に、^{かたみち}片道の^{じようしゃきより}乗車距離が100kmを超える^{くかん}区間で利用できます。乗車券を購入の際に、学生証と学生運賃割引証を駅窓口に提示して下さい。

学割による^{わりびきがく}割引額は2割、^{ゆうこうきかん}有効期間は3ヶ月以内です。

4. 学生への連絡

大学から学生への連絡は原則として全て掲示か商大メールを通じて行いますが、掲示板がいち早く情報の更新がおこなわれます。在学中は、必ず商大メールを活用する習慣をつけましょう。授業関係、呼び出し、図書館や保健室からの連絡なども配信されます。就職活動にも利用してください。

留学生向け奨学金募集など、留学生のみに関する募集は、「留学生」の掲示コーナーのみで知らせます。

5. 学内サークル（部活動）

学内のサークルには、文化^{ぶん}部^か連^ぶ合^{ごう}会^{かい}加^か盟^{めい}団^{だん}体^{たい}と体^{たい}育^{いく}部^ぶ連^ぶ合^{ごう}会^{かい}加^か盟^{めい}団^{だん}体^{たい}とがあり、それぞれつるみキャンパス、みどりキャンパス（主に体育^{きよてん}部^ぶ連^ぶ合^{ごう}会^{かい}関^{かん}係^{けい}）を拠^{きよ}点^{てん}として活^{くわく}動^{どう}を行^いっ^てい^ます。各^{かく}団^{だん}体^{たい}のみの活^{くわく}動^{どう}だけ^{だけ}ではな^なく、大^{だい}学^{がく}行^{ぎやう}事^じにも積^{せき}極^{きよく}的^{てき}に参^{さん}加^かして^いま^す。

○文化系サークル（文化^{ぶん}部^か連^ぶ合^{ごう}会^{かい}所^{しょ}属^{ぞく}）

会^{かい}計^{けい}学^{がく}研^{けん}究^{きゆう}部^ぶ 軽^{けい}音^{おん}楽^{がく}部^ぶ 芸^{げい}術^{じゆつ}部^ぶ 漫^{まん}画^が研^{けん}究^{きゆう}部^ぶ 商^{しやう}大^{だい}ネ^ねッ^とワ^わー^く部^ぶ ユ^ゆー^すホ^ほス^すテ^てル^る部^ぶ
Dance 部^ぶ JAZZ 研^{けん}究^{きゆう}部^ぶ イン^{いん}タ^たー^なシ^しョ^ョナ^なシ^しョ^ョナ^なル^るク^くラ^らブ

○体育系サークル（体^{たい}育^{いく}部^ぶ連^ぶ合^{ごう}会^{かい}所^{しょ}属^{ぞく}）

空^{から}手^て道^{どう}部^ぶ 剣^{けん}道^{どう}部^ぶ 硬^{こう}式^{しき}庭^{てい}球^{きゆう}部^ぶ 硬^{こう}式^{しき}野^や球^{きゆう}部^ぶ 自^じ動^{どう}車^{しゃ}部^ぶ ソ^そフ^とテ^てニ^にス^す部^ぶ
ア^あー^ちェ^えリ^りー^ぶ部^ぶ ア^あメ^めリ^りカ^かン^んフ^ふツ^つト^とボ^ぼー^る部^ぶ ゴ^ごル^るフ^ふ部^ぶ サ^さツ^つカ^かー^ぶ部^ぶ バ^ばス^すケ^けツ^つト^とボ^ぼー^る部^ぶ
バ^ばド^どミ^みン^んト^とン^ん部^ぶ ハ^はン^んド^どボ^ぼー^る部^ぶ ラ^らグ^ぐビ^いー^ぶ部^ぶ 軟^{なん}式^{しき}野^や球^{きゆう}部^ぶ フェ^ふン^んシ^しン^んグ^ぐ部^ぶ バ^ばレ^れー^ボー^ル部^ぶ
弓^{きゆう}道^{どう}部^ぶ 柔^{きゆう}道^{どう}同^{どう}好^{こう}会^{かい} フ^ふツ^つト^とサ^さル^る同^{どう}好^{こう}会^{かい}

6. 各種イベント

本^{ほん}学^{がく}では、11月^{しよじゆん}初^{さい}旬^{だい}に学^{がく}生^{せい}にとつ^てて最^{さい}大^{だい}のイ^いベ^いン^んト^とである『飯^い山^{やま}祭^{まつり}』が、つ^つる^るみ^みキ^きャ^ゃン^んパ^ぱス^すで^で行^いわれ^れま^す。こ^これ^れは^は学^{がく}生^{せい}によ^よる飯^い山^{やま}祭^{まつり}実^{じつ}行^{ぎやう}委^い員^{いん}会^{かい}が主^{しゆ}体^{たい}と^なり、一^いつ^つの^のテ^てマ^まの^の下^{もと}に^に学^{がく}内^{ない}に^に集^{じつ}い^い、ゼ^ぜミ^み研^{けん}究^{きゆう}活^{くわく}動^{どう}、学^{がく}修^{しゆ}や部^ぶ活^{くわく}動^{どう}の成^{せい}果^{くわい}を^を学^{がく}内^{ない}外^{がい}に^に発^{はつ}表^{めい}する^もの^ので^す。ま^また、学^{がく}外^{がい}か^から^らゲ^ゲス^すト^とを^を招^{まね}いた^トー^クシ^ョー^や、学^{がく}生^{せい}によ^よる音^{おん}楽^{がく}ラ^らイ^いブ[、]出^で店^{みせ}な^など^の各^{かく}種^{しゆ}イ^いベ^いン^んト^とも飯^い山^{やま}祭^{まつり}の^の楽^{らく}し^みの^のひ^ひと^とつ^つで^す。

な^なお、留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}会^{かい}も毎^{まい}年^{ねん}出^で店^{みせ}を^を出^だす^など^ので^で参^{さん}加^かし、好^{こう}評^{ひやう}を^を得^とて^いま^す。

留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}会^{かい}の重^{じゆう}要^{やう}な^な行^{ぎやう}事^じに、[「]留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}フ^フォ^ォー^ラム[」]が^があ^あり^いま^す。毎^{まい}年^{ねん}テ^てマ^まを^を掲^かげ、留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}の^のパ^ぱネ^ねラ^ーによる^{による}発^{はつ}表^{めい}を^をお^おこ^こな^いま^す。昨^{しやく}年^{ねん}の^のテ^てマ^まは、[「]食^{しょく}事^じか^から^ら見^みえ^える^る食^{しょく}文^{ぶん}化^か」で^でし^た。ア^あジ^じア^アの^の様^{やう}々^々な^な国^{こく}か^から^らの^の留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}が、食^{しょく}事^じを^を通^として^{して}自^じ国^{こく}の^の文^{ぶん}化^か、習^{しゆ}慣^{かん}な^など^のを^を発^{はつ}表^{めい}し^ます^た。

こ^この^のよ^よう^うな^なイ^いベ^いン^んト^とは、大^{だい}学^{がく}の^の発^{はつ}展^{てん}と^と学^{がく}生^{せい}生^{せい}活^{くわく}の^の充^{じゆう}実^{じつ}を^を共^きに^に考^{かう}え^る貴^き重^{ちゆう}な^な一^い時^{とき}を^を与^よて^てく^るほ^か、企^き画^{かく}の^の立^{りつ}案^{あん}や^やプ^ぷレ^れゼ^ぜン^んテ^てー^しョ^ョン[、]予^よ算^{さん}立^たて^てや^や最^{さい}後^ごの^の決^{けつ}算^{さん}報^{ほう}告^こなど、実^{じつ}際^{さい}の^の社^{しゃ}会^{かい}の^の一^い面^{めん}を^を学^{がく}ぶ^こと^がで^でき^きる^る良^{りやう}い^い機^き会^{かい}と^とな^なる^るで^でし^よう。

ま^また、学^{がく}生^{せい}自^じ治^ち会^{かい}や^や体^{たい}育^{いく}部^ぶ連^ぶ合^{ごう}会^{かい}、文^{ぶん}化^か部^ぶ連^ぶ合^{ごう}会^{かい}、留^{りゆう}学^{がく}生^{せい}会^{かい}が^が開^{かい}催^{さい}する^るイ^いベ^いン^んト^とも^もあ^あり^いま^すの^ので、そ^それ^れに^にも^も積^{せき}極^{きよく}的^{てき}に^に参^{さん}加^かす^ると^とい^いで^でし^よう。

7. 育友会

本^{ほん}学^{がく}には、大^{だい}学^{がく}と^と家^か庭^{てい}と^{との}連^{れん}絡^{らく}を^を密^{みつ}に^にして^{して}学^{がく}生^{せい}の^の教^{きやう}育^{いく}環^{かん}境^{きやう}を^を支^さえ^える^るこ^こを^を目^め的^{てき}と^とした『育^い友^{ゆう}会^{かい}』と^とい^いう^う父^ふ母^ぼ会^{かい}組^{くみ}織^しが^があ^あり^いま^す。学^{がく}費^ひ負^ふ担^{たん}者^{しや}と^として^{して}登^{とう}録^{ろく}さ^された^た者^{しや}を^を会^{かい}員^{いん}と^として、相^{そう}互^ご扶^ふ助^{じょ}の^の精^{せい}神^{しん}に^によ^より、次^{つぎ}の^のよ^よう^うな^な共^{きやう}済^{さい}事^じ業^{ぎやう}を行^いっ^てい^ます。学^{がく}内^{ない}だ^だけ^けで^でな^なく^く学^{がく}外^{がい}で^で怪^{かい}我^がを^をした^た場^ば合^{あひ}、事^じ務^む局^{きよ}に^に「^{しやう}傷^{がう}害^{がい}事^じ故^こ」

ほうこくしょ
報告書」(事務局備え付け)を提出してください。その際、ちりょうひ
治療費が発生した場合は治療金額により
みまいきん せいきゆう
見舞金を請求できるため、領収書を保管しておいてください。

*留学生の父母(学費負担者)も育友会の会員です。

- (1) 在学学生全員をほけん
保険に加入させることにより、せいかにじゅぎょうちゅう かがいかつどうちゅう
正課授業中や課外活動中、また学内外を問わず、学生の生活を24時間保証しています。
 - ① 正課中およびそれに準ずるけんきゆうかつどうちゅう
研究活動中に発生したケガおよび死亡、こういしょう
後遺症。
 - ② 学生の日常生活(課外活動等も含む)での事故によるしょうがい はいしつ
傷害死亡、所定の廃疾。
 - ③ 病気による死亡、廃疾。
- (2) 学費支弁者たる会員が不幸にして死亡したときは、そのいし
遺志をつぎ、ぶじしてい
無事子弟が所定の課程を卒業できるよう、卒業までの授業料のほじょ
補助を行なう。
- (3) 会員がふりよ
不慮の災害に遭遇したときはみまいきん
見舞金を支給する。
- (4) 学生の正課中および課外活動中、生活中のしょうがいじ こ
傷害事故に対してみまいきん
見舞金を支給する。

VI 留学生会

1. 本学における外国人留学生制度の沿革

本学が正規の学生として外国人留学生を受け入れたのは、昭和57年のことであり、北京第二外国語学院分院の北京旅游学院管理学科からの学生が最初でした。

留学生会は、留学生同士の親睦、一般学生や教職員との交流を目的として設立された、留学生が主体となって活動する会です。部活動と同様に、大学から課外活動援助金、その他の支援を受けています。

2. 留学生会会則

第1条 会の名称

本会は「横浜商科大学留学生会」と称する。

第2条 会の目的

- (1) 本学に在学中の留学生の間の友情を深めること。
 - (2) 日本人学生と交流すること
 - (3) 他の大学の留学生と交流すること。
 - (4) 外国人の新入生及びこの大学に留学を希望する受験生に対して必要な援助をすること。
 - (5) 会員が協力して行なう活動により豊かな学生生活を過ごすこと。
- ほんがく
- (6) 本学を卒業した学友に対して連絡の役を受け持つこと。

第3条 会員

(1)一般会員：横浜商科大学に在学中の留学生はすべて会員になる資格を持つ。

第4条 会員の特権

(1)一般会員の発言、投票、棄権、選挙への参加、及び本会のあらゆる活動に参加する権利を持つ。

第5条 会員の義務

(1)すべての会員はこの会のあらゆる規則を守る義務がある。

(2)すべての会員は年次大会に出席すること。

第6条 執行委員会

(1)執行委員会は次の会員で構成される。

(a)会長

(b)副会長（若干名）

(c)会計

第7条 執行委員会は会員大会で指名され、任期は1年とする。

第8条 執行委員会の権限

(1)大会を開くための準備

(2)大会の規則に違反した会員に対する処分の決定

(3)大会の代表としての外部機関との連絡

(4)大会の予算、財政の運営

(5)小委員会の指名

第9条 会費

必要に応じて徴収すること。

第10条 会合

週1回、平常自由に参加すること。

特別の場合、会合の時にその都度通知すること。

つるみキャンパス：横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1

☎230-8577 ☎ (045) 571-3901

国際交流センター：☎ (045) 583-9052